

[事案 2021-145] 謝罪等請求

・令和3年8月19日 不受理決定

<事案の概要>

平成13年4月に契約した終身保険について、保険会社職員の訪問時の対応に問題があったこと等を理由に、保険会社による謝罪、職員の懲戒処分等を求めて申立てのあったもの。

<不受理の理由>

申立内容の適格性について審査を行った結果、当審査会は、保険契約者等の保険契約上の具体的な権利が侵害された場合にこれを救済するための裁判外紛争解決機関であり、保険会社ないしは職員に対して、懲戒処分ないしは謝罪を命じる機関ではないこと等から、申立てを不受理とした。